

○高砂市医療費助成条例

平成21年3月31日高砂市条例第9号

改正

平成22年6月28日高砂市条例第19号

平成23年3月31日高砂市条例第6号

平成23年6月20日高砂市条例第19号

平成24年3月30日高砂市条例第10号

平成25年3月29日高砂市条例第9号

平成26年3月31日高砂市条例第4号

平成26年10月6日高砂市条例第24号

平成26年12月25日高砂市条例第38号

平成27年3月31日高砂市条例第7号

高砂市医療費助成条例

高砂市医療費助成条例（昭和57年高砂市条例第27号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、老人、重度障害者、乳幼児等、児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児に医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老人 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。

(2) 重度障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級若しくは2級に該当する者又は同表に定める障害の程度が3級（心臓機能障害に係るものに限る。）に該当する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又

は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所に従事する精神科若しくは神経科を主として担当する医師により、重度又は中度の知的障害者（児）と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害の程度が1級又は2級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）

(3) 乳幼児等 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。

(4)から(6)まで 削除

(7) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者又は20歳に達する日の属する月の末日を経過していない者で規則で定めるものをいう。

(8) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で児童を現に監護するものをいう。

(9) 父子家庭の父 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に監護するものをいう。

(10) 遺児 規則で定める児童をいう。

(11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。

(12) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。

(13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合にあつては、その額を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国及び地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。）をいう。

(14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

(15) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつて

は、前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を除く。)をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。
- (対象者)

第3条 この条例により医療費の助成の対象とすることができる者(以下「対象者」という。)は、高砂市の区域内に住所を有する者で、乳幼児等及び次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 老人にあつては、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること。
- (2) 重度障害者にあつては、重度障害者及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額があるときは、

当該金額を加算した額とする。)の合計額が、235,000円未満であること。

(3) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児にあっては、母子家庭の母、父子家庭の父(母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持するもの)及び養育者(養育者がいない場合は、当該遺児)の医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の所得が、次に掲げる要件に該当すること。

ア 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額未満(低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額未満)であること。

イ 児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること(アの要件に該当する場合を除く。)。ただし、助成を受けようとする者が母子家庭の母の児童、父子家庭の父の児童及び遺児(これらの者が乳幼児等である場合を除く。)である場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、医療費の助成の対象とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成の対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けている者

(2) 高齢者医療確保法の規定による療養の給付を受けることができる者。ただし、重度障害者で高齢者医療確保法の規定により療養の給付を受けるもの並びに母子家庭の母及び父子家庭の父を除く。

(3) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者でない者
(助成の範囲)

第4条 市は、前条第1項及び第2項に規定する者の疾病(重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について、医療保険各法の給付が行われたときは、次に定める額を医療費として助成する。

(1) 老人にあっては、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額。ただし、当該一部負担金の額は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応

じ、それぞれア又はイに定める額を限度とする。

ア 入院以外の療養である場合 12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円）

イ 入院療養（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第4項第1号に規定する入院療養をいう。以下同じ。）である場合 35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円）

(2) 重度障害者にあつては、被保険者等負担額に相当する額から次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を一部負担金として控除した額

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

(3) 乳幼児等にあつては、被保険者等負担額に相当する額

(4) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児にあつては、被保険者等負担額に相当する額から次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を一部負担金として控除した額

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

2 前項第1号に規定する一部負担金の額が、高齢者医療確保法第84条に規定する高額療養費の支給要件に該当する場合には、高齢者医療確保法第67条第1項第1号の規定が適用される者の高額療養費に相当する額を支給する。

3 前項に規定する高額療養費に相当する額とは、老人が同一の月に受けた療養に係る第1項第1号に規定する一部負担金相当額を合算した額が、規則で定める基準額を超える場合において、当

該一部負担金相当額を合算した額から当該基準額を控除した額をいう。

- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項第2号から第4号までの規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。
- 5 第1項各号に規定する一部負担金の額は、被保険者等負担額を超えることができない。
- 6 第1項各号に規定する一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(認定)

第5条 対象者又はその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、その者を現に監護する者をいう。以下同じ。）は、前条に規定する医療費の助成を受けようとするときは、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の認定をしたときは、当該対象者又はその保護者に対し、受給者証を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 受給者証の交付を受けた者が保険医療機関等において診療、薬剤の支給又は手当を受けるときは、受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 第5条の認定を受けた者に係る医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を、第5条の認定を受けた者又はその保護者に支払うことにより行うことができる。
- 3 第1項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(届出)

第9条 受給者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 加入している医療保険を変更したとき。
- (3) 受給者証を紛失したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、第5条の認定を受けた者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があると認めるときは、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高砂市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(助成の特例)

3 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間、高砂市の区域内に住所を有する者で、次に掲げる要件に該当するものを医療費の助成の対象とする。ただし、第3条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項の規定に該当する者を除く。

(1) 重度障害者にあつては、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 重度障害者の前年の所得（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年の所得（租税その他の公課を課することができないとされている公的年金等は除く。）とする。以下同じ。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する所得の額に満たないこと。

イ 重度障害者の配偶者の前年の所得及び重度障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する同法第21条に規定する所得の額に満たないこと。

- (2) 幼児等及び義務教育就学児童等にあつては、幼児等及び義務教育就学児童等を現に監護する者の前年の所得が、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条において読み替えて準用する同令第1条から第3条までの規定により算出して得た児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第6条第2項において準用する同法第5条第1項に規定する額に満たないこと。
- 4 前項第1号及び第2号に規定する所得の範囲は、同項第1号に規定する所得にあつては特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条の規定を、同項第2号に規定する所得にあつては児童手当法施行令第2条の規定を準用する。
- 5 前項の所得の額の計算方法は、附則第3項第1号に規定する所得にあつては特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定を、同項第2号に規定する所得にあつては児童手当法施行令第3条の規定を準用する。
- 6 市は、附則第3項に規定する者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について、医療保険各法の給付が行われたときは、次に定める額を医療費として助成する。
- (1) 重度障害者にあつては、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額
- ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。
- イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。
- (2) 幼児等にあつては、次に掲げる額
- ア 入院以外の療養である場合 被保険者等負担額に相当する額から保険医療機関等ごとに1日につき1,200円を一部負担金として控除した額（当該幼児等が6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないときは、被保険者等負担額に相当する額）。ただし、当該一部負担金については、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。
- イ 入院療養である場合 被保険者等負担額に相当する額
- (3) 義務教育就学児童等にあつては、入院療養である場合に被保険者等負担額に相当する額
- 7 第4条第4項から第6項までの規定は、前項の医療費の助成について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項第2号から第5号まで」とあるのは「附則第6項第1号から第3号まで」と、同条第5項及び第6項中「第1項各号」とあるのは「附則第6項各号」と読み替える

ものとする。

(市町村民税の額の算定の特例)

8 当分の間、第3条第1項第2号に規定する所得割の額の算定方法は、規則で定める。

附 則 (平成22年6月28日高砂市条例第19号)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日高砂市条例第6号)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成23年7月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高砂市医療費助成条例の規定は、平成23年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の高砂市医療費助成条例の規定は、平成23年10月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年6月20日高砂市条例第19号)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日高砂市条例第10号)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日高砂市条例第9号)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医

療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月31日高砂市条例第 4 号）

- 1 この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者に係る医療費の助成の要件及び助成する額については、施行日から平成31年 6 月30日までの間は、新条例第 3 条第 1 項第 1 号及び第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月 6 日高砂市条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月25日高砂市条例第38号）

この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日高砂市条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成27年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○高砂市医療費助成条例施行規則

平成21年3月31日高砂市規則第5号

改正

平成22年5月31日高砂市規則第25号

平成23年3月31日高砂市規則第7号

平成23年8月25日高砂市規則第21号

平成24年3月30日高砂市規則第8号

平成24年6月29日高砂市規則第18号

平成25年6月10日高砂市規則第28号

平成26年6月16日高砂市規則第15号

平成26年10月6日高砂市規則第22号

平成27年3月31日高砂市規則第6号

平成27年12月28日高砂市規則第39号

平成28年3月31日高砂市規則第21号

高砂市医療費助成条例施行規則

高砂市医療費助成条例施行規則（昭和57年高砂市規則第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、高砂市医療費助成条例（平成21年高砂市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（児童及び遺児）

第2条 条例第2条第7号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- （1） 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学中の者
- （2） 高等専門学校に在学し、第3学年の課程を終了するまでの者
- （3） 専修学校の高等課程に在学中の者（高等学校卒業者を除く。）
- （4） 外国人学校に在学中の者

2 条例第2条第10号の規則で定める遺児は、次に掲げる児童とする。

- （1） 両親と死別した児童
- （2） 両親の生死が明らかでない児童
- （3） 両親から遺棄されている児童
- （4） 両親が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童

(5) 両親が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない
児童

(所得の範囲及び所得の額の計算方法)

第3条 条例第3条第1項第3号に規定する所得の範囲は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条の規定を準用する。

2 前項の所得の額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第4条の規定を準用する。

(対象者の特例)

第4条 条例第3条第2項の規定により、助成の対象とならない者が失業等により現年の所得が減少したと認められ、同条第1項各号に規定する要件を満たす場合は、6月を限度として受給資格を認めるものとする。

(適用期日)

第5条 医療費の助成は、条例第3条第1項及び第2項に規定する者が受給資格を取得した日から適用する。

(高額療養費相当額の算定に係る基準額)

第6条 条例第4条第3項の規則で定める基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 同一の月に受けた療養に入院療養（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下この条において「政令」という。）第15条第4項第1号に規定する入院療養をいう。以下同じ。）が含まれる場合 次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 条例第4条第1項第1号アに規定する者 政令第15条第1項第3号に定める額

イ 条例第4条第1項第1号イに規定する者 政令第15条第1項第4号に定める額

(2) 同一の月に受けた療養に入院療養が含まれない場合 政令第15条第2項第3号に定める額
(一部負担金相当額の免除)

第7条 条例第4条第6項の規定により、次の各号のいずれかに該当することにより必要があると認められる者に対し、6月を限度として一部負担金を免除することができるものとする。

(1) 対象者及びその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、資産について著しい損害を受けたこと。

(2) 対象者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の所得が、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(申請)

第8条 条例第5条に規定する受給資格の認定を受けようとする者は、医療費助成受給資格認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その書類を省略することができる。

(1) 医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)による被保険者証

(2) 住民票の写し

(3) その他申請書の記載事項を証する書類

(却下通知)

第9条 市長は、条例第5条に規定する受給資格の認定をしないときは、医療費助成受給資格認定却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(受給者証の様式)

第10条 条例第6条に規定する受給者証は、様式第3号によるものとする。

(受給者証の有効期限)

第11条 受給者証の有効期限は、交付の日後において最初に到来する6月30日までとする。ただし、受給資格を有しなくなったときは、その有しなくなった日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、有効期限を別に定めることができる。

3 前2項に規定する有効期限を経過し、又は有効期間が満了した受給者証は、速やかに市長に返還しなければならない。

(受給資格の認定の更新)

第12条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)又はその保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、その者を現に監護する者をいう。以下同じ。)が受給資格の認定の更新を受けようとするときは、前条に規定する日までに医療費助成受給資格認定更新申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書に基づいて医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、第10条の受給者証を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、公簿等によって受給資格を確認することができるときは、更新の申請を待たずに受給者証を交付することができる。

(受給者証の再交付)

第13条 受給者又はその保護者は、受給者証を破損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、医療費受給者証再交付申請書(様式第4号)により市長に再交付を申請することができる。この場合において、破損し、又は汚損した受給者証は、市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により受給者証の再交付を受けた後に、紛失した受給者証を発見したときは、速やかにその受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給資格の喪失届)

第14条 受給者又はその保護者は、受給資格を有しなくなったときは、医療費助成受給資格喪失届(様式第5号)に受給者証を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(助成の方法の特例)

第15条 条例第8条第2項の市長が特別の理由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 医療保険各法による療養費又は家族療養費の支給を受けたとき。
- (2) 受給者証による医療に関する給付を行わない保険医療機関等で診療、薬剤の支給又は手当を受けたとき。
- (3) 条例第4条第2項の規定により高額療養費に相当する額の支給を受けようとするとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第8条第2項の規定により医療費の助成を受けようとするときは、受給者又はその保護者は、医療費支給申請書(様式第6号)に療養費又は家族療養費の支給の事実を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(届出事項)

第16条 条例第9条各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、受給者又はその保護者は、その内容、その事項が生じた年月日及び受給者証の番号を記載した届書を市長に提出しなければならない。

2 医療費の助成理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、条例第9条第4号に該当する届出事項とする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高砂市医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(高砂市高齢重度障害者特別医療費支給規則の廃止)

3 高砂市高齢重度障害者特別医療費支給規則(昭和58年高砂市規則第10号)は、廃止する。

(市町村民税の額の算定の特例)

4 当分の間、条例第3条第1項第2号に規定する所得割の額の算定については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下この項において「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この項において「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則(平成22年5月31日高砂市規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日高砂市規則第7号)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、様式第3号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の高砂市医療費助成条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成23年8月25日高砂市規則第21号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日高砂市規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月29日高砂市規則第18号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第8条第2項第2号の改正規定は、同月9日から施行する。

附 則（平成25年 6 月10日高砂市規則第28号）

この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 6 月16日高砂市規則第15号）

この規則は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年10月 6 日高砂市規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日高砂市規則第 6 号）

この規則は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月28日高砂市規則第39号）

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日高砂市規則第21号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条、第12条関係）

様式第 2 号（第 9 条関係）

様式第 3 号（第10条関係）

様式第 4 号（第13条関係）

様式第 5 号（第14条関係）

様式第 6 号（第15条関係）